

令 7 山 口 県 選 管 第 12 号
令和 7 年（2025 年）4 月 25 日

各不在者投票指定施設の長 様

山口県選挙管理委員会委員長

不在者投票用紙等の請求等に係る留意事項について（通知）

不在者投票の事務に関しましては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 70 号）」の施行に伴い、令和 3 年 10 月以降、手紙、はがき等の普通扱いの郵便物について、土曜配達の休止及び翌日配達が廃止されました。

つきましては、不在者投票事務の実施に当たり、下記の点について、御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 不在者投票用紙等の請求について

配達頻度の変更に伴い、不在者投票の投票用紙等の請求は、できるだけ速やかに選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員長に対して行うようにしてください。

※請求は選挙の期日の公示又は告示の前から行うことができます。

2 不在者投票用紙等の送付について

不在者投票用紙等について、選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員長への送付に当たっては、確実にレターパックを使用してください。（指定病院等における不在者投票の手引 P14）

※レターパックは、引き続き、土曜日、日曜日及び休日にも配達されます。

山口県選挙管理委員会事務局 担当：三上
TEL (083) 933-2320 / FAX (083) 933-2339